

## 砂押川中流部流域治水部会 規約

## (設置)

第 1 条 仙台湾圏域流域治水協議会（以下、「協議会」という）の下に、「砂押川中流部流域治水部会」（以下、「部会」という）を設置する。

## (目的)

第 2 条 部会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、砂押川中流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を計画的に推進するための具体的な整備の検討や課題共有などを行うことを目的とする。

## (部会の構成)

第 3 条 部会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

## (部会の実施事項)

第 4 条 部会において実施する事項は、以下のとおりとする。

- 1 砂押川中流域で行う流域治水のための具体的な整備の検討、課題の共有
- 2 砂押川中流域の減災に向けた取組方針の推進の検討
- 3 部会での検討や実施結果の協議会への報告
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

## (会議の公開)

第 5 条 原則非公開とする。協議会へ報告することにより公開をみなす。

## (事務局)

第 6 条 部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 部会の事務局は、土木部河川課、仙台土木事務所で行う。

## (雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については部会で定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、令和5年7月26日から施行する。

令和6年6月 5日から施行する。

令和7年6月 6日から施行する。

令和8年5月21日から施行する。

別表 1

(構成員)

仙台市 危機管理局 防災・減災部 減災推進課長  
経済局 農林部 農業土木課長  
都市整備局 計画部 都市計画課長  
建設局 下水道建設部 河川課長  
建設局 下水道建設部 下水道計画課長

多賀城市 総務部 危機管理課長  
都市産業部 都市計画課長  
都市産業部 都市整備課長  
都市産業部 産業振興課長  
上下水道部 施設整備課長

利府町 総務部 危機対策課長  
経済産業部 農林水産課長  
都市開発部 施設管理課長  
都市開発部 都市整備課長  
上下水道部 上下水道課長

宮城県 農政部 農村振興課 総括課長補佐  
土木部 都市環境課 総括課長補佐  
土木部 河川課 総合治水対策専門監  
仙台土木事務所 河川部長

(事務局)

宮城県 土木部 河川課  
宮城県 仙台土木事務所 河川部